

青森県カーリング協会ジュニアクラブ設置運営規程

(設置)

1 本協会に「青森県カーリング協会ジュニアクラブ」(以下「クラブ」という。)を設置する。

(目的)

2 クラブは、カーリングを志すジュニア会員の受け皿となるとともに、チームで選手権大会等において上位入賞を目指すジュニア選手の競技力向上及び小・中学生へのカーリングの普及を図ることを目的とする。

(活動内容)

3 クラブは、ジュニア会員を対象に次の活動を行う。

- (1) 技術指導及び競技力向上
- (2) 指導方法に関する協議・調整
- (3) 練習シートの確保・配分
- (4) チーム編成に関する協議・調整
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(会員資格)

4 クラブの会員は、本協会会員であるほか、次の要件を満たすものとする。

- (1) 個人会員：当該年度の6月30日現在、小学4年生以上で21歳未満のカーリング技術向上を目指す者
- (2) チーム会員：ジュニア競技者資格を有する4名以上の選手及びコーチ

(入退会)

5 クラブへの入退会は、定められた様式により書面にて行う。

(組織)

6 クラブに運営統括(1名)を置きクラブの運営を統括する。運営統括には本協会ジュニア委員会委員長を充てる。任期は同委員長に準ずる。

7 クラブの事務局は、本協会会員の中から運営統括が指名する。

8 クラブの円滑な運営を期すため、クラブにジュニアの指導者等で構成する「ジュニア指導者協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

9 協議会は、運営統括の下、ジュニア指導方法及び練習シートの確保・配分、チーム編成に関する事項を協議する。

(経費、予算)

10 クラブの運営に係る経費は、協会予算のほか、会員から徴収する負担金をもって充てる。

11 個人会員及びチーム会員からクラブ運営事務費相当の負担金を徴収する。負担金の額及び運営に関する重要な事項は、理事会に諮り決定する。

(附則)

本規程は、平成28年7月5日から施行する。